

創業や事業承継を応援します！

香取市にぎわい再生支援事業補助金のご案内

香取市では、商業の振興と地域のにぎわいを再生することを目的に、創業や事業承継に必要な経費の一部を助成します。

(補助の内容)

この事業では、**創業又は事業承継に伴う**広告費、マーケティング調査費、設備費、官公庁への書類作成費、委託料等に係る経費の1/2、50万円を上限に助成します。
また、「香取市空き店舗対策事業補助金」を併用した場合、合計で**最大160万円**の補助金利用が可能となっています（ただし、補助対象経費の重複は不可）。

【対象者】

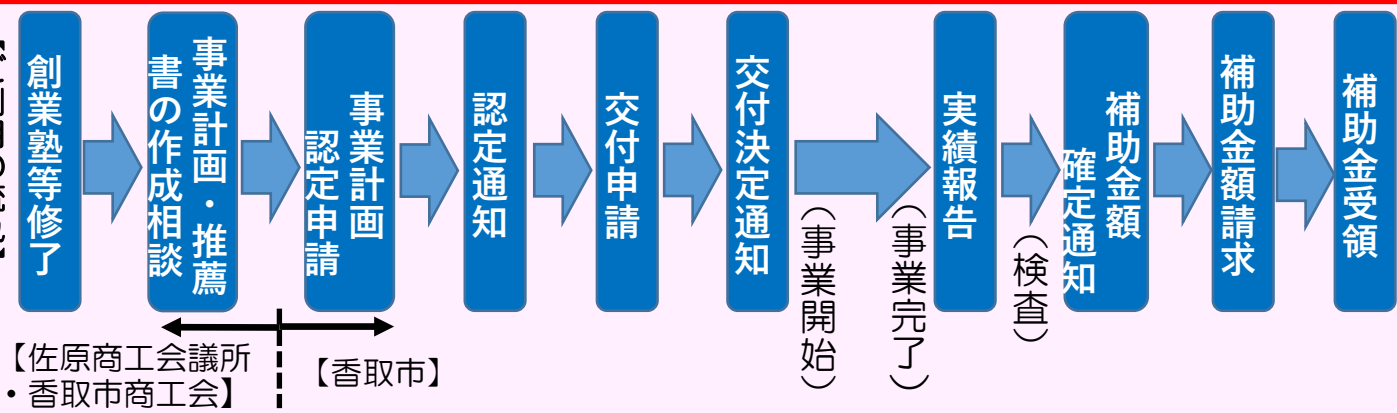
補助金交付対象者は、市内において創業を行う者若しくは事業承継を受ける者（創業若しくは事業承継の日から**2年を経過していない場合を含む**）であって、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 創業等に際して法律等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は創業の日若しくは事業承継の日までに有する見込みがあること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者が直接、事業又は営業に携わること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく用途地域の条件に適合し、かつ、小売業、卸売業、飲食業及びサービス業その他市長が認める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を除く。）であること。
- (6) 創業の日又は事業承継の日以降、1年以上継続して営業すること。
- (7) 香取市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を修了し、かつ、佐原商工会議所又は香取市商工会が実施する創業等の相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること。
- (8) 代表者若しくは役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (9) フランチャイズチェーンの事業ではないこと。

【対象事業】

創業又は事業承継に伴い、必要となる経費のうち次に掲げる経費が対象となります。ただし、事前に事業計画等の認定を受ける必要があります。

- (1) 創業等に必要官公署への申請書類作成等に係る経費
 - (2) 設備費
 - (3) 原材料費
 - (4) 謝金
 - (5) マーケティング調査費（自己、自社で行うマーケティング調査費）
 - (6) 広報費（自己、自社で行う広報に係る費用に限る。）
 - (7) 委託費
- ※ (1)～(7)の対象経費については、一部対象とならない経費があるため、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。（裏面に続く）



(提出書類等)

1. 計画認定時に必要なもの

- (1) にぎわい再生支援事業計画認定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) にぎわい再生支援事業補助金推薦書
- (4) 経費内訳書、補助対象経費内訳書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

※ (3) の作成については、他の提出書類と合わせ佐原商工会議所 または香取市商工会の相談及び確認が必要になります。

2. 補助金申請時に必要なもの

- (1) にぎわい再生支援事業補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 補助対象経費内訳書
- (5) 誓約書
- (6) 個人事業者（法人にあっては代表者）の住民票の写し
- (7) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合）
- (8) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業者で既に開業している場合）
- (9) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合）
- (10) その他、市長が必要と認める書類（見積書・記録写真等）

3. 補助金請求時に必要なもの

- (1) 開業届の写し（個人の場合）
- (2) 定款及び法人登記事項証明書の写し（法人の場合）
- (3) 補助対象経費の支払証拠書類等の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類（記録写真等）

※詳しくは、下記の担当までお問い合わせください。

問い合わせ・書類提出先
 香取市 商工観光課 電話：0478-50-1212
 〒287-8501 香取市佐原口2127